

○豊中市議会政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月30日

議長決定第1号

改正 平成19年3月23日議長決定第1号

平成20年4月1日議長決定第1号

平成25年3月1日議長決定第2号

(目的)

第1条 この規程は、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年豊中市条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(会派届)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、会派を結成したときは、速やかに会派の名称、代表者の氏名、経理責任者の氏名並びに所属議員の数及び氏名を記載した会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、届け出た事項に異動が生じたときは、速やかに会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに会派解散届を議長に提出しなければならない。

4 議長は、前3項の届出があったときは、会派結成届等の写しを市長に送付するものとする。

(政務活動に要する経費に充てることができるもの)

第3条 会派は、条例第8条第2項に規定する政務活動に要する経費に充てることができるものに従って、会派が行う調査研究その他の活動のために必要な経費の一部に充てるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第4条 議長は、条例第10条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理しなければならない。

(届出書等の様式)

第6条 この規程による会派結成届等の様式については、議長が別に定める。

(施行細目)

第7条 前各条に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日議長決定第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日議長決定第1号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に交付された政務調査費の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月1日議長決定第2号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の豊中市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の日前にこの規程による改正前の豊中市議会政務調査費の交付に関する規程の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。